

# 定 款

公益社団法人北之台雅楽アンサンブル

平成24年7月21日 作成

# 公益社団法人北之台雅楽アンサンブル定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、公益社団法人北之台雅楽アンサンブルと称し、  
英文では Kitanodai Gagaku Ensemble と表示する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を千葉県いすみ市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

### (目的)

第3条 当法人は、日本の古典芸術である「雅楽」を始めとした日本文化を通し、青少年の育成と情操の高揚を図ること、並びに国際文化交流の一助に資することを目的とする。

### (事業)

第4条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 雅楽の一般への普及、振興を図るため、雅楽演奏会、雅楽ワークショップ等の開催をすること。
- (2) 雅楽の海外公演を通じて、広く国際社会に日本の文化伝統を紹介すること。
- (3) 小中高大学校での雅楽鑑賞会、雅楽体験教室等を通じて青少年の情操教育に寄与すること。
- (4) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号、第3号、第4号の事業については必要に応じて日本及び海外で行うものとし、第2号については海外において行う。

### (公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 会 員

### (種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 雅楽もしくは舞楽を修得した者で、当法人の目的に賛同し、その事業に参加できる個人
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された個人

### (入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

- 2 入会は、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

### (入会金及び会費)

第8条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

### (任意退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

### (会員資格の喪失)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 1 年以上会費等を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

#### (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第 3 章 社員総会

#### (社員総会)

第 13 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

#### (権限)

第 14 条 社員総会は次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

#### (開催地)

第 15 条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

### (招集)

第 16 条 社員総会の招集は、理事会がこれを決し、代表理事が招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

- 2 社員総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、各正会員に対して招集通知を発するものとする。
- 3 前項にかかわらず、社員総会は全ての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。
- 4 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

### (議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

### (決議の方法)

第 18 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) 不可欠特定財産の処分
  - (6) その他法令で定めた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

### (代理)

第 19 条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証する書面を当法人に提出しなければならない。

### (決議及び報告の省略)

- 第 20 条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

### (議長)

- 第 21 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

### (議事録)

- 第 22 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

### (社員総会規則)

- 第 23 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

## 第 4 章 役員等

### (員数)

- 第 24 条 当法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 3 名以上 10 名以内
- (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち、1 名を理事長とする。
- 3 理事のうちから、副理事長、専務理事及び常務理事を若干名定めることができる。
- 4 前項の理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

### (選任等)

- 第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において理事の中から選定する。

- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を越えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

### (任期)

- 第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。
  - 4 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### (解任)

- 第 27 条 理事及び監事は社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上による多数をもって行わなければならない。

### (理事の職務及び権限)

- 第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 副理事長は、理事長を補佐する。
  - 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
  - 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

### (監事の職務及び権限)

- 第 29 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び

財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員報酬等)

第30条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### (名誉会長及び顧問)

第31条 当法人に、任意の機関として、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会において任期を定め、たうえで選任する。

3 名誉会長及び顧問は、次の職務を行う。

(1) 代表理事の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

4 名誉会長及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

#### (取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、理事会において定める理事会運営規定によるものとする。

## 第5章 理事会

#### (構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

- (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

### (種類及び開催)

第 35 条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は毎事業年度 4 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
  - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。
  - (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

### (招集)

第 36 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 5 号により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発しなければならない。
- 3 代表理事に事故若しくは支障があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (議長)

第 37 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

### (決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

### (報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

### (議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

### (理事会規則)

第 41 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第 6 章 財産及び会計

### (財産の管理・運用)

第 42 条 この法人の財産等の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の議決により別に定める財産管理運用規定によるものとする。

### (事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

### (事業計画及び収支予算)

第 44 条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

4 第 1 項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなけ

ればならない。

### (事業報告及び決算)

第 45 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第 7 章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第 46 条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数の決議をもって変更することができる。

- 2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

### (解散)

第 47 条 当法人は一般法人法第 148 条第 1 項第 1 号、2 号、及び 4 号から 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数の決議をもって解散することができる。

### (公益目的取得財産残額の贈与)

第 48 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場

合、その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除き、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、この法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### (残余財産の帰属等)

第49条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

2 当法人は、剰余金の分配は行わない。

## 第8章 委員会

#### (委員会)

第50条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 事務局

#### (設置等)

第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。職員の就業に関し必要な事項は、理事会において定める職員就業規則によるものとする。

3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める事務局組織規定によるものとする。

#### (備付け帳簿及び書類)

第52条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 事業計画書及び収支予算書

- (8) 事業報告書及び計算書類等
  - (9) 監査報告書
  - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第53条第2項に定める情報公開規定によるものとする。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

- 第53条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

### (個人情報の保護)

- 第54条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 雑則

### (法令の準拠)

- 第55条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

### (委任)

- 第56条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### (特別の利益の禁止)

- 第57条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族に対し、施設の利用、金銭の貸付、資産の譲渡、給与の支給、役員の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。
- 2 当法人は、株式会社、その他の営利事業を営む者、又は特定の個人、若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与えることができない。ただし、公益法人又は公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄付その他の特別の利益を与える場合を除く。